

令和元年 12 月 19 日

**「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン  
—LGBT 等の学生の修学のために—」を策定しました**

広島大学は、このたび「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン—LGBT 等の学生の修学のために—」を策定しました。

本学の建学の精神は「自由で平和な一つの大学」であり、その精神に則り、多様な構成員を受け入れ、一人ひとりの意思を尊重し、差別をなくし、構成員が安心して存分に力を発揮できる大学を目指しています。この理想の実現に向けて具体的な取り組みを進めるため、本ガイドラインを策定し、令和 2 年 4 月 1 日から適用します。

あわせて、多様な学生の受け入れのため、今年度内に総合科学研究科 J 棟に個室更衣室、西体育館に多目的個室（トイレ、シャワー室、更衣スペース）等を新設するなど、より一層の修学環境の整備に取り組んでいきます。

今後は、教職員や病院、附属学校へと範囲を拡大していく予定です。

なお、本ガイドラインについては、日本語版および英語版を公式ウェブサイトで公表します。

**【お問い合わせ先】**

広島大学 教育室教育部 教育支援グループ  
TEL:082-424-4835 FAX:082-424-6170

# 性の多様性に関する理念 と対応ガイドライン

—LGBT 等 \* の学生の修学のために—

令和元年 12 月



広島大学

\*LGBT 等とは、レズビアン（女性として女性を好きになる人）、ゲイ（男性として男性を好きになる人）、バイセクシュアル（好きになる人が女性と男性の両性である人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別だと自認する人）をはじめとする多様な性のありようを含む総称とします。

## 【目次】

性の多様性についての基本理念	1
LGBT 等の学生に対応するためのガイドライン	2
I. 本ガイドラインについて	2
II. 相談について	2
1. 総合相談窓口	2
2. 授業に関する相談窓口	2
3. 悩みの相談窓口	3
4. トラブルの相談窓口	3
5. 情報提供や意識啓発	3
III. 氏名と性別の取り扱いについて	3
1. 通称名の使用について	3
2. 自認する性別の使用について	4
3. 性別情報と氏名の取り扱いについて	4
IV. 授業における対応について	5
1. 授業での言動全般について	5
2. 呼称について	6
3. 性別によるグループ分けについて	6
4. スポーツ実習について	6
5. 更衣を伴う授業について	6
6. 履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱いについて	7
7. 校外学習（教育実習、インターンシップ、介護実習等）での対応について	7
V. 学生生活について	8
1. トイレについて	8
2. 更衣室について	9
3. 学生宿舎の利用について	9
4. 健康診断等について	9
5. 留学について	9
6. 就職活動について	10
VI. 巻末資料	11

## 性の多様性についての基本理念

広島大学の建学の精神は「自由で平和な一つの大学」です。その精神に則り、多様な構成員を受け入れ、一人ひとりの意思を尊重し、差別をなくし、構成員が安心して存分に力を発揮できるような大学を目指しています。

理想の実現に向けて具体的な取り組みを進めるため、広島大学は、性の多様性についての基本理念をここに定め、これらの理念に基づいて対応ガイドラインを制定しました。

### 1. 性の多様性を尊重します

広島大学は、一人ひとりの性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴 \*等の多様性を尊重します。

### 2. 性のありようによって差別しません

広島大学は、性の多様性と平等を基礎とし、性のありようを理由にした差別をしません。

### 3. 性に関する本人の意思を尊重します

広島大学は、本人がどのような性でありたいかという意思を尊重します。性のありようは、開示か非開示かを含め、本人の意思でコントロールできなければなりません。

### 4. インクルーシブな教育研究環境を構築します

広島大学は、性に関するインクルーシブな教育研究環境を作ります。

インクルーシブな環境とは、一人ひとりのありようが尊重され、それゆえに一人ひとりが安心して自分らしくあることができ、自分らしさを発揮して、新たな知の生産に心おきなく携わる環境を意味します。とりわけ性は、自分らしさを構築する重要な一要素です。広島大学は、性のありようにかかわらず、すべての人が安心して自由に教育研究に取り組めるような環境を作ります。

\*それぞれ以下の内容を意味します。

性自認＝自分がどのような性だと思うか、あるいは思わないか

性的指向＝どのような性を好きになるか、あるいは好きにならないか

性表現＝性的にどのような振る舞いをし、どのような見かけでいたい、あるいはいたくないか

身体の性的特徴＝自分の身体が性的にどのような状態であるか、あるいは状態でないか

# LGBT 等の学生に対応するためのガイドライン

## I. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、広島大学が性の多様性を尊重する大学であるために、具体的にどのような対応をしたらいいのかを示しています。必要に応じて、**方針**では広島大学の方針や考えを記し、**対応**では対応する窓口の人に気をつけてほしいことを記し、**本人**では学生本人にどうすれば支援が受けられるかを記しています。

対応にあたってもっとも大事なことは、本人の意思を最初に確認することです。もちろん、大学での活動全般で、マイノリティの存在を考慮に入れ、どのような性であろうとも安心して過ごせる環境を整備するのは大切です。しかし、担当者や周囲の者が、勝手に本人の性のありようを推測して対応を決定したり、本人が希望しないにもかかわらず特別な対応をしたりすることは、適切ではありません。

なお、本ガイドラインの内容は令和2年4月から適用します。内容に関して不明な点がある場合、あるいは事実と異なる場合には、「LGBT 等に関する相談窓口」(II-1 参照)までお知らせください。よりよい大学となるよう広島大学は今後も努力を続けます。構成員の皆さんもご協力をお願いします。

## II. 相談について

### 1. 総合相談窓口

「LGBT 等に関する相談窓口」で、本ガイドラインに示した内容を中心に相談を受け付けています。相談員は相談者のプライバシーを守りますので、安心してご相談ください。相談内容によっては関係組織と連携して対応しますが、連携の範囲や内容については事前に本人に確認した上で進めます。

個別の状況や大学側の事情によっては、希望通りの対応ができない場合もありますが、まずはお気軽にご相談ください。

#### 【LGBT 等に関する相談窓口】

場所：学生プラザ3階 学生生活支援グループ  
Email：gakusei-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp

「LGBT 等に関する相談窓口」に相談することはせず、必要に応じて、直接以下の窓口(連絡先等はVI参照)に相談することもできます。

なお、「困っていることがあるが、どこに相談すべきかわからない」といった場合は、「学生のためのなんでも相談窓口」(連絡先等はVI参照)に相談することもできます。

### 2. 授業に関する相談窓口

修学上の不自由や困難については、アクセシビリティセンターで相談を受け付けています。

本学は、「すべての学生に質の高い同一の教育を保障する」「評価の公平性を担保する」を基本理念として、修学上のアクセシビリティ（学びやすさ、参加しやすさ）を推進し、修学上の社会的障壁がある学生に対して合理的配慮を行っています。

### 3. 悩みの相談窓口

性にまつわる悩みは、保健管理センターのカウンセリング部門およびメンタルヘルス部門、ピアサポートルームで相談を受け付けています。

### 4. トラブルの相談窓口

性のありようをめぐる、本学の教職員や学生等との間で無理解があった、いじめや差別を受けた、不利益を被った、といったトラブルが生じた場合は、ハラスメント相談室で相談を受け付けています。

性のありように基づくハラスメントは、以下のようなものが考えられます。

- ・個人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等に関して侮蔑的な発言をすること。
- ・性的マイノリティであるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等が劣っていると、あるいは望ましくないものと決めつけること。
- ・個人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等を、本人の許可なく他人に暴露したり、広めたりすること（いわゆる「アウトティング」）。

本学のハラスメントガイドラインでも、そのような行為は禁止されています。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/siryo/guideline>

### 5. 情報提供や意識啓発

性の多様性についての学内の意識啓発や、もっと知りたい人のための情報提供（図書やDVD、資料等の閲覧や貸し出し）等は、ダイバーシティ研究センターやハラスメント相談室等で行っています。

## Ⅲ. 氏名と性別の取り扱いについて

**方針** 本学は、戸籍上の氏名や性別（続柄情報）等が明かされることにより、本人に不利益が生じる可能性があることを理解し、そのことを構成員に啓発するとともに、氏名や性別の情報を慎重に扱います。

また、本人の希望する氏名で学生生活が送れるよう柔軟に対応するとともに、性別が理由で排除されたり困ったりしないよう、性別に言及する場面を減らし、男女別の慣行を見直します。

### 1. 通称名の使用について

**対応** 所定の手続きにより、学籍簿の氏名を通称名に変更することができます。原則とし

て、本人だけでなく父母等の署名を求めますが、本人が成人であれば、父母等に説明することを条件に、父母等の署名なしで学籍簿の氏名を変更することを認めます。

**本人** 性別違和を理由に、学籍簿の氏名を通称名に変更したい場合は、原則、父母等の署名を添えて、所定の手続きにより変更することができます。学籍簿の氏名を通称名にすることは、本学の学生として学内外で行うすべての活動を通称名で行うことを意味しますが、父母等の同意なしに大学がそのような活動を支えることは困難だと、本学は考えるためです。なお、成人であれば、父母等の署名は必須ではありませんが、そのような場合でも、学籍簿の氏名を変更することについて父母等に必ず説明し、トラブルが生じないようにしてください。

ただし、日本国籍を持たない学生は、出入国管理上の取り扱い等を考慮する必要があります。詳しくは「LGBT等に関する相談窓口」にご相談ください。

学内の仕事で給与や謝金等を受け取る場合、学内での書類や給与明細等で、戸籍名が記載されるものが含まれます。

**注意** 学籍簿の氏名を通称名に変更することにより、本学が発行するすべての書類は通称名となります。本人の求めに応じて、本学は「通称名使用証明書」を発行しますが、本学で発行された書類の氏名が戸籍名と異なることにより、不利益が生じた場合は、本人の責任で対応することになります。「LGBT等に関する相談窓口」とも相談して、慎重に決定してください。

## 2. 自認する性別の使用について

入学者選抜において、学生は、調査書等に記載された性別で出願するのが通常であり、合格後、その性別が学籍簿に登録されます。戸籍の性別の変更に伴う場合を除き、学籍簿の性別は変更することができません。

ただし、Ⅲ-3にあるように、性別情報は慎重に取り扱うべき個人情報として管理され、普段の学生生活では顕在化しないように取り扱われます。

## 3. 性別情報と氏名の取り扱いについて

**方針** 本学で名簿や書類を作成する場合、必要不可欠な場合を除き、原則として性別欄を設けないようにします。設ける場合でも、当事者の意図しない形で性別情報が公表されることのないよう、慎重に取り扱います（Ⅳ-6参照）。

また、本学が発行する証明書等においては、可能な限り性別を不記載としています。詳しくは「LGBT等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

**本人** 証明書類に関して、原則的には性別が記載されることになっていても、申し出により性別不記載で発行できる場合もあります（例：健康診断証明書（Ⅴ-4参照）等）。そのような場合は、書類発行窓口に申し出てください。

また、名簿や書類の性別記載により不利益を被った場合は、作成者に申し出るか、不利益の内容に応じて、各相談窓口にご相談してください。

### ①学籍簿

**対応** 学籍簿の性別情報は、原則として、教務・学生担当事務とチューターのみに開示されます（授業担当教員が履修者の性別情報を必要とする場合の対応についてはⅣ-6参照）。教務・学生担当事務やチューターは、学生のなかに、戸籍上の性別（あるいは変

更前の戸籍上の性別)が名簿や書類に載ることによって、さまざまな不利益を被る人がいる可能性を認識し、漏洩させないよう厳正に取り扱きましょう。

通称名を使用している学生の戸籍名の扱いも同様で、教務・学生担当事務とチューターにしか開示されません。戸籍名の情報は厳正に取り扱しましょう。

ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに性別情報や戸籍名を必要な関係者に開示することがあります。

## ②名簿

**対応** さまざまな名簿を作成する場合は、原則として性別欄を設けないようにしましょう。必要があって性別情報を記載する場合は、慎重に管理し、必要がなくなったらただちに破棄しましょう。

## ③統計調査や実験

**対応** 男女共同参画等の目的のために、統計調査で男女の割合を出す必要がある場合でも、「その他」「無回答」等のカテゴリを入れることを推奨します。

学術的な実験で、特定の性別の被験者が必要な場合は、必要性を十分吟味し、なぜそれが学術上必要なのかを、被験者募集時あるいは実験時に相手に説明するようにしましょう。

# IV. 授業における対応について

## 1. 授業での言動全般について

**方針** 本学で実施する授業においては、性のありようにかかわらず、すべての受講生が等しく尊重されます。授業で、性のありようを理由に受講生が排除されたり、尊厳を傷つけられたり、受講に困難を感じることはないよう、本学は環境を整えます。

**対応** 授業担当教員等は、授業において不必要に受講生の性のありようを顕在化させることのないよう、方法を工夫しましょう。男女で活動を分ける可能性がある場合は、そのことをシラバス等に事前に明記するようにしましょう。また、配慮を希望する受講生がいる可能性を常に考えるとともに、受講生が配慮を願い出た場合は、できる限り柔軟に対応しましょう。

また、授業や研究指導の際に、性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等にまつわる差別的なジョークや揶揄、からかい等を行うことは許されません。それに加え、個々人のプライバシーの開示を強いるような質問や指示を出していないかどうか、気を配りましょう。また、性的マイノリティには対応が難しかったり、苦痛を感じたりするようなレポートや試験の課題を出すことも避けましょう。

キャンパスにおいて、言論の自由、信仰の自由は守られます。しかし、宗教や信条により、同性愛やトランスジェンダー等を許容できない人でも、性的マイノリティである本学の構成員に対してははっきりと攻撃したり、その人の人権を尊重しない行動を行ったりすることは許されません。

**本人** 履修を希望する授業において、性別等による区別が用いられるのかどうか心配な場合は、履修を決める前にシラバスの表記を確認しましょう。また、配慮を願い出た場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。



## 2. 呼称について

**方針** 授業中の呼称については、性別で使い分けず、「～さん」等、統一した呼称を用いることを授業担当教員をはじめ全構成員に推奨します。外国語の授業における呼称についてもこれに準じます。また、外国語での呼称について、本学は情報提供を行うと同時に、全構成員から情報提供を求めます。

**対応** 授業担当教員は、可能な限り統一した呼称を用いるよう工夫してみましょう。また、外国語での統一的な呼称について、情報収集に努めましょう。

**本人** 氏名の取り扱いや呼称について、配慮を求めたい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

## 3. 性別によるグループ分けについて

**方針** 授業で男女グループ分けを行う必要がない場合は、避けることを全構成員に推奨します。

**対応** 授業担当教員は、その授業での活動において、男女でのグループ分けが本当に必要かどうか、それ以外の方法がないかどうか、まず考えましょう。男女でのグループ分けが必要で、それを行う可能性がある場合は、シラバス等に事前に明記しましょう。

**本人** 履修を希望する授業において、男女でのグループ分けがあるかどうか心配な学生は、履修前にシラバスでの情報を確認しましょう。また、配慮を願い出たい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

## 4. スポーツ実習について

**方針** スポーツ実習においても、男女のグループ分けや、男女別ルールへの適用等によらない実施を推奨します。

**対応** 実習担当者は、従来の慣習にとらわれず、男女のグループ分けや、男女別ルールを用いなくても実習できる可能性を考えましょう。また、実習時の服装や用具についても、必要以上に男女別にしないよう心がけましょう。集中講義で宿泊を伴う際の注意点は、IV-7③を参照してください。

性別情報がどうしても必要な場合は、理由を添えて担当事務に申請してください。また、男女別の要素がある場合は、シラバスに明記してください。

**本人** スポーツ実習の男女のグループ分け、服装、用具、更衣室、集中講義での宿泊等について心配な人は、履修前にシラバス等の情報を確認し、必要に応じて「LGBT 等に関する相談窓口」または実習担当者に相談してください。

なお、西体育館には、男女共用の多目的トイレがあります。今後、多目的トイレを増設し、そこに個室シャワーと個室更衣室を併設します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、これらの設備を利用する際には、ゆずりあって利用してください。

## 5. 更衣を伴う授業について

**対応** 更衣が必要な場合は、シラバスに明記しましょう。男女別の更衣室が使用しづらいという申し出があれば、使用時間をずらす、一人だけ別室で着替えさせる等、柔軟に対応しましょう。

**本人** 男女別での着替えが難しい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員に相談してください。

なお、学内に、個室の更衣室を設置していきます。また、一部の多目的トイレには着替え台も設置します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、多目的トイレで更衣するときには、ゆずりあって利用してください。

※更衣施設の最新の設置状況は、「LGBT 等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

## 6. 履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱いについて

**方針** 履修者名簿の性別情報は、授業担当教員には原則非開示です。チューターおよび教務・学生担当事務は学籍簿を通じて性別情報を知ることができますが、外に漏れないように慎重に取り扱います。

また、Ⅲ-1 にあるように、学籍簿の氏名を通称名に変更した場合は、履修者名簿もすべて通称名となります。チューターおよび教務・学務担当事務は戸籍名を知ることができますが、性別情報と同様、慎重に取り扱います。

ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに性別情報や戸籍名を必要な関係者に開示することがあります。

**対応** 授業担当教員は、教育効果や安全の確保といった理由で、どうしても性別情報が必要な場合は、担当事務にそれらの情報開示を求めることができます。開示を受けた授業担当教員は、性別が知られると不利益を被る学生がいることを認識し、性別情報を慎重に取り扱い、本人の望まない形で性別が明かされないよう気をつけましょう。また、必要がなくなった時点で、速やかに破棄しましょう。

チューターおよび教務・学生担当事務は、性別情報や戸籍名は慎重に取り扱うべき個人情報であると認識し、漏洩させないように気をつけましょう。

**本人** 自分の性別情報や戸籍名が、どのような理由でだれに開示されているか等の開示範囲について詳しく知りたい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」に相談してください。

## 7. 校外学習（教育実習、インターンシップ、介護実習等）での対応について

**方針** 校外実習では、実習先の方針や設備を変えることが難しい場合がありますが、本学は、性のありようにかかわらず、希望するすべての学生が実習できるよう、学生や実習担当者の相談に応じると同時に、実習先の理解を得られるよう努力します。

**対応** 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性の多様性を尊重しているという方針を伝えて理解を求め、トラブルを生じさせないように努めましょう。

また、性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等に関して、当事者から配慮の申し出があった場合、実習先と相談のうえ、できる限り柔軟な対応がなされるよう努めましょう。

**本人** 校外実習時の性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等について、実習先の配慮や理解を求めたい学生は、事前に「LGBT 等に関する相談窓口」に相談するか、または

実習担当者にその旨を伝えてください。

#### ①自認する性別の使用

**方針** 校外実習を自認する性別で行うか、あるいは戸籍上の性別で行うかを、本人が選択できるよう、本学は柔軟に対応します。

**対応** 校外実習等の担当者は、実習で使用する性別について本人から相談があった場合は希望を聞き、実習先に理解を求めましょう。また、本人が望まない形で、性別の情報が実習先の関係者や他の実習生に開示されないように、配慮しましょう。

#### ②服装と更衣室

**方針** 校外実習において、本学が学生に指導する服装は、必ずしもスーツ姿等に厳格に限定するものではありません。清潔かつ礼を失しない服装であることとします。ユニセックスのスーツはまれにしかなく、男女に二分されたものが大半であるため、校外実習時の服装をスーツに限定すると、実習に参加しづらい学生が出てくるためです。

**対応** 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性や宗教の多様性を尊重しており、定型的なスーツや革靴等の服装でなくても、清潔かつ礼を失しない服装であれば可としている方針を伝え、理解を求めましょう。また、実習に行く際の指導にあたって、許容できる服装を例示することも一つの方法です。

ユニフォーム等がある場合も、学生の希望にできるだけ配慮したり、男女に二分されないユニフォームとできないかを実習先に打診してみましょう。

また、更衣室について本人から要望があれば、実習先に配慮を求めましょう。

#### ③宿泊等

**方針** 本学が提供する校外学習時の宿泊施設等は、男女別に部屋や浴室が分かれているものが大半ですが、施設の使い方を工夫するなどして、本学は柔軟に対応します。

**対応** 実習担当者は、性のありようによって、校外実習の宿泊等で困る学生がいる可能性を考慮し、多様な選択肢を考え、要望には柔軟に対応するようにしましょう。たとえば、希望する性の引率者と同部屋で宿泊する、個人で入浴する時間を設ける等の対応が考えられます。

## V. 学生生活について

**方針** 本学は、性のありようによって、一部の人には使用しにくかったり、苦痛を感じたりすることがないように、運営方法や設備等を整えるよう努力します。また、性的マイノリティが利用しやすいよう、情報を開示するように努めます。

※設備に関する最新の状況は、「LGBT等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

### 1. トイレについて

学内の身障者対応トイレや多目的トイレの多くは、男女共用になっています。男女別の

トイレが使用しづらい方は、これらのトイレを利用してください。

学内の身障者対応トイレ、多目的トイレの設置場所については、バリアフリーマップを参照してください。

- ・東広島キャンパス

<https://www.hiroshima->

[u.ac.jp/access/higashihiroshima/barrierfreemap\\_higashihiroshima](https://www.hiroshima-u.ac.jp/access/higashihiroshima/barrierfreemap_higashihiroshima)

- ・霞キャンパス
- ・東千田キャンパス

## 2. 更衣室について

今後、男女いずれも使用できるような、個室の更衣室を設置していきます。

また、一部の多目的トイレには着替え台も設置します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、多目的トイレで更衣するときには、ゆずりあって利用してください。

## 3. 学生宿舎の利用について

学生宿舎は、男性と女性で棟が分かれているものが大半ですが、男女混住の棟も一部あります。男女混住の棟では、各階に共同の洗濯室が設置されていますが、居室内に洗濯機を置くスペースを備えた部屋も一部準備しています。また、部屋のタイプにより入居費が異なります。これらのことを理解したうえで、入居を判断してください。

詳しい情報は、以下を参照してください。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/shien/jyuukyo/gakuseisyukusya>

## 4. 健康診断等について

定期健康診断は、男性の時間と女性の時間を分けて実施していますが、申し出があれば、本人の希望（例：男性の時間の最後に一人で受ける等）に応じます。それについては、健康診断のお知らせの中でもアナウンスしています。

医師による聴診は、申し出があれば薄手の衣服の上から行うことも可能です。また、レントゲン検査は、Tシャツを着用して照射しています。申し出があれば、Tシャツの貸し出しをします。

健康診断票や問診票には、性別を記載するよう本人にお願いしていますが、申し出があれば記載しないことも可能です。また、健康診断証明書には性別欄がありますが、本人の申し出があれば記載しないことも可能です。診断書には性別の記載はありません。なお、医師法24条で定められているため、カルテ等には学籍簿の性別が記載されています。

## 5. 留学について

**方針** 留学先の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。また、留学先でパスポートと異なる氏名と性別を使用するのは、法的なハードルが高い場合があります。ただし、受け入れ先によっては、柔軟な対応が可能なこともあります。本学が紹介する留学においては、本学は相談に応じますが、本人にも留学先を十分に検討することを求めます。

**対応** 留学の窓口担当者は、本人の希望があれば、留学先に対して、本学では性の多様性を尊重している方針を伝え、生活環境や学習支援体制の柔軟な対応を求め、トラブル

を生じさせないように努めましょう。

**本人** 必ずしも希望に添えるとは限りませんが、サポートを希望する人は、担当窓口に相談してください。

## 6. 就職活動について

**方針** 企業の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。しかしなかには、柔軟な企業も出てきています。

就職活動にあたっては、性のありようにかかわらず、一人ひとりが力が発揮できるよう、本学は支援します。グローバルキャリアデザインセンターでは、相談員は性に関する研修を受けています。また、LGBTフレンドリーな企業の情報収集もしています。

**対応** 指導教員やグローバルキャリアデザインセンター担当者は、性的マイノリティの学生が抱えがちな問題を把握するよう情報収集に努めましょう。

## VI. 巻末資料

### 【相談窓口一覧】

組織名称	場所	相談内容	担当者	予約	連絡先
LGBT等に関する相談窓口	学生プラザ3階 教育室学生生活支援グループ	LGBT等に関する相談	職員	随時予約可	メール : gakusei-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp
ハラスメント相談室	東広島地区 : 中央図書館地下1階	ハラスメントに関する相談	教員・ハラスメント相談員	予約不要 : 月～金 10:00～17:00	電話 (082) 424-5689・7204・4352 ※どの地区の相談予約も東広島地区相談室にて受け付けます。 メール(予約受付) : harassos@hiroshima-u.ac.jp (相談受付専用)
	霞地区 : 共用棟1-3階		教員・ハラスメント相談員	要予約 : 月～金 13:00～19:00	電話 (082) 257-1519(外線直通)
	東千田地区 : 共用施設B棟 B-107		教員・ハラスメント相談員	要予約 : 週1回 13:00～17:00	
保健管理センター	東広島地区 : 学生プラザ4階	メンタルヘルス部門 : 心やストレスに関する健康相談全般 カウンセリング部門 : 勉強のことや進路・対人関係のことなど学生生活上の様々な悩みに関する相談	メンタルヘルス部門 : 精神科医 カウンセリング部門 : 臨床心理士	原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00 (留学生) 月、火、水、金 9:00～12:00, 13:00～17:00	電話 : 082-424-6186 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
	霞地区 : 臨床管理棟1F			原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 月、水 9:00～12:00, 13:00～17:00 金 13:00～17:00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 水、木 9:00～12:00, 13:00～17:00 (留学生) 金 9:00～12:00, 13:00～17:00	電話 : 082-257-5096 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
	東千田地区 : 保健管理センター東千田分室			原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 火 16:00～18:00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 火 18:00～21:00 木 19:00～21:00	電話 : 082-542-6970 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
ピアサポートルーム	学生プラザ4階	学生生活に関する様々な悩みに関する相談	ピアサポーター (学生)	予約不要 開室日時は以下のURLで確認できます <a href="https://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/riyou.html">https://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/riyou.html</a>	電話 : 082-424-6328 メール : peer@hiroshima-u.ac.jp ピアサポートルームへのご意見やご質問がありましたら、左記のメールアドレスへご連絡ください。 ※メールでの相談は行っておりません。相談の場合は、来室してください。
アクセシビリティセンター	学生プラザ2階	修学上の不自由・困難等に関する相談	教員 アクセシビリティコーディネーター	要予約 : 月～金 9:30～17:30	電話 : 082-424-6324 メール : office@achu.hiroshima-u.ac.jp
ダイバーシティ研究センター	教育学部B棟8階	性の多様性についての意識啓発および情報提供	教員	メールで予約した方が確実です。来室時に担当者が在室していれば随時対応します。	電話 : 082-424-4559 メール : ooike@hiroshima-u.ac.jp
なんでも相談窓口	学生プラザ3階 教育室学生生活支援グループ	悩みごと、困っていることについての相談	職員	予約不要 : 月～金 8:30～17:15	電話 : 082-424-6145 メール : gakusei-sermon@office.hiroshima-u.ac.jp